指導資料

Œ

鹿児島県総合教育センター 平成28年4月発行

特別支援教育 第185号

対象 校種 幼稚園 小学校

中学校

高等学校

特別支援学校

特別支援教育の途切れない支援の在り方ー中学校と高等学校との連携を中心に一

各学校においては、特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置など、特別支援教育の体制整備が進められ、確実に実績を積んでいる。校種間の引継ぎも推進されつつあるものの、入学者選抜の実施等から中・高等学校の引継ぎの現状には課題が残る。中・高等学校における引継ぎの重要性と連携の留意点などを実践事例とともに紹介する。

1 中・高等学校における校内支援体制の現状

(1) 中・高等学校における指導・支援の現状 通常の学級における発達障害等の特別 な支援を必要とする児童生徒の指導・支 援については、全教職員の理解の下、そ の推進が図られている。ただし、校内支 援体制の充実については、まだ十分であ るとは言い難い状況である。

中・高等学校における指導については、 複数の教師と関わることで、生徒自身の 人間関係の幅が広がったり、教師集団が 一人の生徒を多面的に捉えられたりでき るというよさがある。

なお、中・高等学校の思春期の課題を 抱える時期は、学習面や生活面における 様々なつまずきとともに、対人関係の問 題や自己理解等からも不安要因になりや すい。その結果、不登校などの二次障害 の状況となり,進路変更や中途退学をせ ざるを得ない状況にいる生徒も少なくな い。従って,中・高等学校における校内 支援体制の充実のためには,一人一人の 実態を捉えた配慮や支援が必要になるの である。

(2) 中・高等学校における引継ぎの必要性 このような状況である中学校から高等 学校への連携はとても重要になる。現状 として,入学者選抜の実施や義務教育の 終了,学区の広さなどにより,小・中学 校のような連携が図られていない場合も ある。そこで,これまで実施されてきた 幼・保,小・中学校の連携の成果を生か した引継ぎが必要である。

高等学校進学時は、地域や友人関係などが変化するため、生徒や保護者にとって不安が大きい。これらのことを意識して情報の共有を図りたい。

2 校内支援体制の整備と充実

中・高等学校における多様なニーズに応 じていくためには、校内委員会をはじめと した校内支援体制の整備が必要である。個 別の教育支援計画や個別の指導計画の作成、 特別支援学校との連携に基づく巡回相談や 研修など関係機関との連携も大切である。 校内委員会が中心となって、校内における 適切な指導や必要な支援を確立していくた めには、関連する情報を収集し、集約して おくことが必要である。具体的には、特別 支援教育コーディネーターを中心に、校務 分掌等との関連を図り、分担して収集する ことが望まれる。

《校内支援体制のための情報収集(例)》

- 〇 支援を要する生徒等に関する情報
 - 入学前の情報や学習・行動面,検査結果などに関すること など 具体的な支援・指導方法に関する情報
- 具体的な支援・指導方法に関する情報・ 障害に関すること、特性に基づく支援 方法に関すること など
- 〇 校内の諸資源に関する情報
 - ・ 個別指導可能な教室や教材・教具の物 的資源や職員の専門性,経験等に関する 情報 など
- 〇 校外の諸資源に関する情報
 - ・ 地域の専門機関や専門性を有する人的な資源等に関すること など

3 連続性のある引継ぎの必要性

生徒の引継ぎにおいては、中学校からの情報提供が入学者選抜に影響するのではないかという危惧が中学校側にあり、それ以前の高等学校への情報提供が少ない現状がある。一方で、合格発表後に特別支援教育に関する中高情報引継ぎ会を行う地域も見られるようになってきた。また、夏季休業等を利用して、中学校から在籍時の様子を情報提供し、高等学校から入学後の情報を出身中学校へ伝える取組なども見られるよ

うになり、情報共有のためのシステム構築 は必要性を増している。

(1) 引継ぎの時期と会場

引き継ぐ時期については、原則として は合格発表後になることが考えられる。 文化施設のような大きな会場に、地域が 一堂に会した方が生徒や保護者にとって 参加しやすい。なお、入学者選抜時にも 中学校における実績により、配慮が行わ れる場合がある。その一部を以下に示す。

- 別室受験
- 試験時間の延長
- 問題用紙の拡大
- 問題文の読み上げ
- 前日に試験会場の下見
- 学力検査問題の漢字のルビ振
- 保護者の別室待機 など

(2) 引継ぎの方法・内容

中学校での指導・支援をより効果的に 引き継ぐためにも、個別の教育支援計画 や移行支援シートを活用することが大切 である。文書による引継ぎの外、エピ ソードや本人に対する支援として有効な 支援の実績を具体的に引き継ぐように努 めたい。また、高等学校は、中学校から の移行支援シート(図)を活用し、個別の教 育支援計画の作成を行うことが大切である。

_			
	1	指示や話の内容理解	指示の理解・遂行
社	2	意思の伝達	言葉、視線、指さし、身振り、サイン、絵・文字カード
会	3	集団行動・遊び	集団行動への参加、遊びの様子(一人遊びなど)、遊びのルール
性	4	決まりの理解や遂行	順番,学校等の決まり、公共施設の利用
	5	人とのかかわり	視線の共有、家族とのかかわり、教師や友達とのかかわり
行	6	感情のコントロール	多動性、衝動性、パニック
動	7	危険回避·危険予知	交通ルールの遵守,危険な場所への立入,火気や刃物の使用,異食
	8	その他	こだわりの有無 など
	1	聞くこと	聞き違い、聞きもらし、集団の場での聞き取り、話し合いへの参加
	2	話すこと	話す速さ、単語の羅列や語いの少なさ、筋道立てた話、分かりやすい伝え方
学	3	読むこと	読み間違い、語句や行のとばし、音読の速さ、要点の読み取り
	4	書くこと	字の形や大きさ、筆順、細部の間違い、句読点の使用、作文力
	⑤	計算すること	学年相応の数の理解や表記、計算力、文章題の理解
習	6	推論すること	事物の因果関係の理解,目的に沿った行動の計画,必要に応じた修正など
	7	描くこと	図形の模写,見取り図や展開図の理解,人や物の描画
	8	その他	身近な生活に関する知識や理解(生き物、地図など)、音楽 など

図 本県移行支援シートの一部抜粋(中高版)

移行支援シートの活用により、生徒の学習面や生活面の実態が明確となり、必要な支援や配慮点などを引き継ぐことができる。そのことで、生徒や保護者の進学等における移行期の戸惑いや不安を軽減し、安心して進学できる体制をつくることができる。

≪引継ぎ内容(例)≫

- 〇 医療・身体面に関すること
 - ・ 診断名や心理検査,療育手帳等の結果
 - ・ 視覚・聴覚・身体機能に関すること
- 〇 学業面に関すること
 - 学習面の状況と指導・支援の実績
- 〇 行動面に関すること
 - ・ 対人関係等,指導・支援の実績 など

大切なことは、診断名だけではなく、 生徒の実態及び指導・支援に関する情報 を確実に引き継ぐことである。

(3) 中高情報引継ぎ会

中高情報引継ぎ会(特別支援教育)までの手続として、以下が考えられる。

≪中学校の手続(例)≫

- ① 保護者に対して、高等学校への情報引継ぎ希望の有無を把握する。
- ② 市町村教育委員会に対象者の人数を報告する。
- ③ 対象生徒に関する情報の整理と移行支 援シートの作成をする。

≪高等学校の手続(例)≫

- ① 合格者集合・説明会の際に、中高情報 引継ぎ会参加の希望を把握する。
- ② 引継ぎ希望の生徒について,関係中学 、校に引継ぎの方法・内容等を連絡する。

4 国の動向

平成24年7月,中央教育審議会初等中等教育分科会が,「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」をとりまとめた。また,「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害

者差別解消法」)が平成28年4月1日に施行され,障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が法的義務となった。学校現場における「合理的配慮の提供」とは,障害のある児童生徒等が,学校教育を受ける上で生じる障壁をできるだけなくすように,環境の調整や意思疎通の配慮,ルールを変更するなど個に応じた適切な工夫をすることである。なお,障害者差別解消法における「障害者」とは,診断書や障害者手帳などの有無に限らず,発達障害も含めた継続的に日常生活や社会生活に制限を受ける者も含めるとなっている。

以下に,文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針から,不当な差別的取扱いと合理的配慮の具体例を示す。

なお,校内委員会において,これら合理 的配慮の検討及び共通理解を図ることが必 要である。

△不当な差別的取扱いの例 ○合理的配慮の例

- △ 学校への入学出願の受理,受験,入学, 授業等の受講や研究指導,実習等校外教育 活動,入寮,式典参加の拒否,正当な理由 のない条件を付加する。
- △ 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりする。
- 聴覚過敏の児童生徒のために机・椅子の 脚に緩衝材を付けて教室の雑音を軽減する。
- 視覚情報の処理が苦手な児童生徒のため に黒板周りの掲示物の情報量を減らす。
- 支援員等の教室への入室や授業・試験で のパソコン入力支援等を許可する。
- 意思疎通のために絵や写真カード, ICT機器(タブレット端末等)等を活用する。
- 入学試験において、別室受験、時間延長、 読み上げ機能等の使用を許可する。

5 中学校・高等学校合同引継ぎ会の実際例

高等学校の合格発表後に、本人及び保護者、中学校と高等学校の担当者が一堂に会し、そ れぞれのケース会議を行うことで、個別に実態や手立て等を引き継いだ事例を紹介する。

- O È 催 地区高等学校長会・特別支援学校長会、関係教育事務所、関係市町教育委員会
- 〇 案内配布 高等学校合格発表会場にて「引継ぎ会案内」を保護者へ配布
- 〇 期日・場所 合格発表一週間後、文化ホール
- 本人及び保護者、関係中学校・高等学校及び特別支援学校(管理職や特別支援教育 〇 参 加 者 コーディネーター, 生徒指導主任, 担任, 養護教諭など)

中学校を卒業した生徒Aの引継ぎ会(本人、保護者、担任、コーディネーター出席)の際 の実態や経過を以下に述べる。

○ 集団での指示が困難なため、個別に説明をする。

中学校から の引継事項

- 板書の視写が苦手なため、ワークシート等を活用する。
- 友人との意思疎通が苦手なため、メモ等を活用する。
- 言葉より行動が先に出てクラスメイトとのトラブルがあるときがある。
- クラスの生徒にからかわれやすい。

○ 入学当初,クラスの女子生徒にからかわれ,トラブルになる。

○ 制服のネクタイを着けたがらない。

高等学校 入学当初

- 体育の授業で男子生徒と口論になり、トラブルになる。
- クラスの生徒にからかわれたと担任に訴えることが多い。
- の様子 ○ 授業中に寝ていることが多い。
 - 整理整頓が難しかったり、忘れ物が多かったりする。
 - 休み時間になると、職員室に行くことが多い。

経過

校内委員会での検討により、指導・支援内容と手立てを決定した。

○ 授業等の内容をゆっくり説明し、見通しをもたせる。

○ 座席を配慮(最前列)し、個別の指示を加える。

○ 下校前に明日の提出物と予定を確認し、本人が復唱で きるようにする。

手立て等

- 興奮状態のときは、別室で落ち着かせる。
- 言葉掛けを適宜行い、状況を確認する。
- 課題に取り組む際は、「ここまで」や「次はここま で」と一つずつ行動を確認しながら,指示をする。

○ 校内全体に視覚的な掲示を増やす。



写真 課題・提出物確認黒板

経過

○ 学校環境にも適応でき、混乱する場面が減った。

第1学年 終了時の 様子

- 本人が困った状況を言葉で説明できるようになってきた(単語ではなく,「誰が、 いつ、どこで、何をした」で、ほぼ伝えられる)。
- 部活動への入部により、友達と一緒に過ごすことが増えてきた。
- ワークシートや教師の指示等により、板書を書き写すことができるようになってきた。
- 提出物は、メモやファイルの活用等の工夫により、期限内に提出できるように なってきた。

情報を共有するシステムが構築され、それ らに基づき目標設定や具体的な支援方法を共 有する校内支援体制の整備が整ってきている。 今後は、中学校・高等学校の情報共有で終わ らない継続した連携を期待したい。

- 引用・参考文献-

- 国立特別支援教育総合研究所『特別支援教育 コーディネーター実践ガイド』平成18年
- 『特別支援教育研究10月号』平成27年,東洋館出版社
- 『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする 差別の解消に関する対応指針について』平成27年 (特別支援教育研修課)